

### （9）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園は、保護者が働いている、働いていないに関わらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。

本市では、これまでも幼稚園・保育園が認定こども園へと移行しており、移行にあたっては、鹿児島県との調整や必要な情報提供等の支援を行っています。

今後も、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に添って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう現状把握に努め、本市の実情も踏まえつつ、移行に向けた支援を行っていきます。

また、それまで保育所等といった生活空間で過ごしてきた子どもたちは、小学校への入学によって様々な違いや不安、戸惑いを感じます。こうしたことに配慮し、本市では、保育所等の保育環境から、小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、保育所等と小学校間の連携強化に努めます。

乳児等通園支援事業者についても、62ページから63ページに記載しているとおり、教育・保育施設等との連携を推進していきます。

### （10）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減に加え、保護者の利便性の向上及び施設の事務負担軽減等を勘案しつつ、事務を適切に実施します。

### （11）保育人材確保と教育・保育の質の向上の取組

保育士等の人材不足は全国的な流れであり、保育士等の確保については国をはじめ、各市町村において様々な確保策が行われており、本市においても、就業継続の支援や潜在保育士の掘り起こし、将来の保育を担う次世代の育成といった保育人材確保の取組を進めています。

これまで、本市独自の取組として、令和4年度から保育士等就職支援事業を実施し、本市内の保育所等で新たに働く保育士等の就職支援を行うほか、就職マッチングイベントの開催や子育て人材バンクの活用、本市内の高校を対象とした広報活動等を実施し、あわせて、保育士等のキャリアアップや就業継続の支援、保育所等のICT化支援など、保育士等の負担軽減策を実施することで働きやすい環境整備に努めてきました。また、保育所等での障害児の受入れにあたり教育・保育の充実を図るため、障害児保育事業を実施しており、さらに、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等を利用できるよう、保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドラインの策定に向けて作業を進めています。

今後は、保育士養成施設への働きかけを行うなど、保育人材確保の取組を強化し、より多くの方に保育士等を職業として選択してもらえるよう積極的に取組を進めるとともに、保育所等において安定した教育・保育を提供できるよう、国及び県の事業を活用しつつ、これまでの取組の充実を図っていきます。また、これまで同様、保育士等の研修について随時情報提供を行い、質の高い教育・保育を提供できるよう資質向上に努めます。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について】

地域の教育・保育施設と連携し、認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進するなど、円滑な教育・保育への移行を支援することで乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めます。また、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

### (19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44人	42人	40人	37人	35人
②確保方策	44人	42人	40人	37人	35人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

#### 【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、令和6年度の産後ケア利用者見込値から算出しています。

確保方策は、妊娠中から産後の面談や健診等の中で保健師・助産師が状況の把握をし、必要に応じて紹介をしていきます。